# 高齢者虐待防止対応マニュアル



平川市市民生活部 福祉課

# 《目次》

高齢者虐待とは	1
1. 高齢者虐待防止法の成立	1
2. 高齢者虐待の定義	1
3. 高齢者虐待の種類	2
[ 平川市の高齢者虐待に対する取り組み	3
1. 高齢者虐待、養護者支援に関する対応窓口の周知	
2. 平川市高齢者虐待防止ネットワーク会議	4
I 養護者による高齢者虐待への具体的対応	5
1. 虐待の要因	5
2. 虐待を早期に発見するポイント	5
3. 高齢者虐待相談から援助までの流れ	8
(1)高齢者虐待の発見	8
事例対応の具体的流れ	9
(2)事例対応のポイント	
(3)具体的支援のポイント	11
(4)訪問調査における確認事項	13
(5)立ち入り調査	13
(6)警察への援助要請	
7 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応	
1. 養介護施設従事者による高齢者虐待とは	
2 養介護施設設置者等による高齢者虐待の発見	17
3. 通報・対応	
7 関係機関	
1. 相談窓口	
2. 関係機関	
3. 認知症の相談対応医療機関	
I 参考資料	
1. 平川市高齢者虐待防止ネットワーク会議要綱	
2. 高齢者虐待通報・相談受付表3. 相談記録表	24
TE PETER STEEL	
4. 高齢者虐待事案に係る援助依頼書	2/
5. 高齢者虐待の防止、高齢者の養援護者に対する	00
支援等に関する法律	28

## I 高齢者虐待とは

## 1. 高齢者虐待防止法の成立

高齢者虐待については、児童虐待やDV(配偶者に対する暴力)に比べて被害者保護等に係る法整備が遅れていましたが、平成17年11月1日に国会において「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が議員立法で可決、成立し、平成18年4月1日から施行されました。

## 2. 高齢者虐待の定義

高齢者虐待防止法では、「高齢者」とは 65 歳以上の者と定義されています。 また、高齢者虐待を「養護者による高齢者虐待」と「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に分けて次のように定義しています。

○「養護者」による高齢者虐待

養護者とは「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外の者」とされており、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当します。

〇「養介護施設従事者等」による高齢者虐待

養介護施設従事者等とは、老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が該当します。

## 3. 高齢者虐待の種類

区分	内容と具体的な例
	暴力的行為などで、身体に傷やあざ、痛みを与える行為や、外部との 接触を意図的、継続的に遮断する行為。 【具体例】
身体的虐待	○平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、 やけど、打撲させる
	〇ベットに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりする、身体拘束、抑制するなど
	意図的であるか、否かを問わず、介護や生活の世話を行っている家族が、その提供を放棄または放任し、結果として高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。
介護・世話の放 棄・放任(ネグ	【具体例】 ○入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れて いる
レクト)	○水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間に わたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある ○室内にゴミを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる
	〇高齢者本人が必要とする介護·医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせないなど
	脅かしや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって 精神的、情緒的に苦痛を与えること。 【具体例】
心理的虐待	○排泄の失敗等を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に     恥をかかせる   ○怒鳴る、ののしる、悪口を言う
	<ul><li>○侮辱を込めて、子供のように扱う</li><li>○高齢者が話しかけているのを意図的に無視するなど</li></ul>
性的虐待	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。 【具体例】
	〇排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する 〇キス、性器への接触、セックスを強要するなど
经文的专件	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を 理由なく制限すること。 【具体例】
経済的虐待   	○日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない ○本人の自宅等を本人に無断で売却する ○年金や預貯金を本人の意思や利益に反して使用するなど
	- 1 単、1次の単で行うである、13単に入して区川として

## Ⅱ 平川市の高齢者虐待に対する取り組み

## 1. 高齢者虐待、養護者支援に関する対応窓口の周知

平川市では、「高齢者相談窓口」を設置し、高齢者虐待及び養護者支援に関する相談の 実施、通報、届出の受理、相談者に対する助言・指導等を行っています。

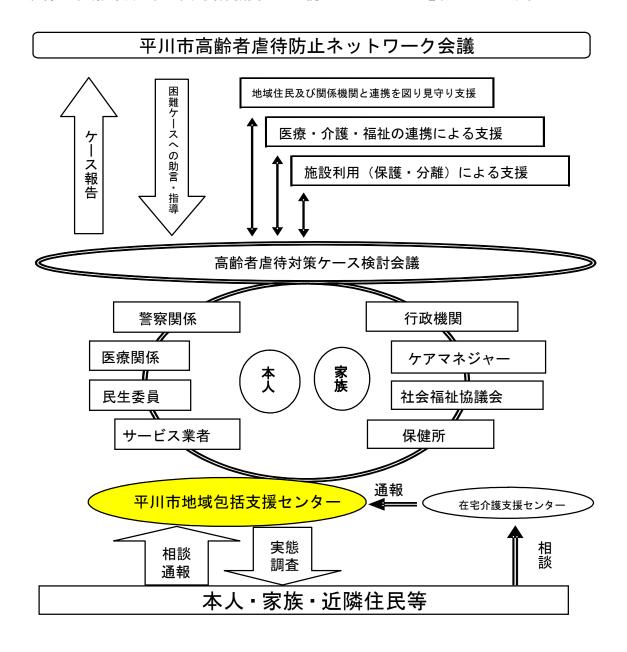
相談窓口の設置については、広報・ホームページで住民に周知するとともに、市役所窓口や公共機関へチラシを配置し、明示しています。高齢者虐待を防止するためには、身近なところでの異変に気付くことが必要です。ひとりで抱え込まず、平川市地域包括支援センターへつなぎ相談を受けた担当者は対応を検討します。

## 《高齢者相談窓口》

名 称	所在地	連絡先	相談時間
	柏木町藤山 16-1		
   平川市地域包括支援センター	健康センター内	44-1111	8:15 <b>~</b> 17:00
十川川地域已旧文版とファ	福祉課	内線 1157	0.10**17.00
	地域包括支援係		
	沖館和田 84		
平賀在宅介護支援センター	介護老人福祉施設	44-6116	8:30~17:30
	緑青園内		
	館田西和田 200		
三笠在宅介護支援センター	介護老人保健施設	44-8877	8:00~17:00
	三笠ケアセンター内		
	猿賀南田 96-3		
尾上在宅介護支援センター	社会福祉協議会	57-5351	8:00~16:45
	尾上事業所内		
	日沼樋田 85		
在宅介護支援センターさわやか園	介護老人福祉施設	43-5432	8:30~17:30
	さわやか園内		
	碇ヶ関三笠山 120-1		
碇ヶ関在宅介護支援センター	社会福祉協議会	45-2182	8:00~16:45
	碇ヶ関事業所内		

## 2. 平川市高齢者虐待防止ネットワーク会議

平成20年度より、高齢者の虐待問題に関する関係団体や学識経験者、専門職、サービス事業所、警察等を委員とした「平川市高齢者虐待防止ネットワーク会議」を組織し、虐待の早期発見、対応策、関係機関との連携やバックアップを行っています。



## Ⅲ 養護者による高齢者虐待への具体的対応

## 1. 虐待の要因

高齢者虐待は、身体的、精神的、社会的、経済的要因が複雑に絡み合って起こると考えられています。これらの要因は、高齢者や家族・養護者の生活状況や虐待のリスクを 見極めるための重要な指標となります。

虐待のリスク要因を有する家庭で、直ちに虐待が起こるわけではありませんが、高齢 者虐待を未然に防止するためには、これらのリスク要因を認識する必要があります。

## 《 虐待のリスク要因 》

被虐待者側の問題	虐待者側の問題	その他の問題
・加齢や怪我によるADL	<ul><li>高齢者に対する恨みなど過</li></ul>	・親族関係の悪さ、孤立
(日常生活自立度)の低	去からの人間関係の悪さ	・近隣、社会との関係の悪
下	・介護負担による心身のスト	さ、孤立
・過去からの虐待者との人	レス	・家族のカ関係の変化(主
間関係の悪さ、悪化	・金銭の管理の能力がない	要人物の死亡など)
・要介護状態	・ギャンブルなど	・家屋の老朽化、不衛生
・認知症の発症・悪化	・収入不安定、無職	・人通りの少ない環境
・判断力の低下、金銭の管	・借金、浪費癖がある	・暴力の世代間・家族間連
理能力の低下	・アルコール依存	鎖
・収入が少ない	• 性格	
・借金、浪費癖がある	・相談者がいない	
• 性格	・親族からの孤立	
・精神不安定な状態	• 精神不安定、潔癖症他疾病障	
・整理整頓ができない	害など	
・相談者がいない		
・他疾病、障害など		

## 2. 虐待を早期に発見するポイント

一般的に高齢者虐待は家庭内という密室の中で行われることが多く、なかなか周りからは発見しにくいものです。

また、発見しにくい理由としては、虐待されている高齢者が家族をかばったり、虐待されてもその人の介護に依存せざるを得ず、自ら虐待の事実を訴えづらいとか、社会的対面や自尊心から沈黙することや、虐待者自身が自らの行為を虐待と認識していなかったり、外部への相談をためらったり、あるいは、相談窓口を知らないなどが考えられます。

虐待の早期発見のポイントとしては、日頃から高齢者や家族(介護者)の発するサインを見逃さないようにすることです。

## ○身体的暴力による虐待のサイン

### サイン例

身体に小さなキズが頻繁にみられる。

大腿の内側や上腕部の内側、背中等にキズやみみずばれがみられる。

回復状態が様々な段階のキズ、あざ等がある。

頭、顔、頭皮等にキズがある。

臀部や手のひら、背中等に火傷や火傷跡がある。

急におびえたり、恐ろしがったりする。

「怖いから家にいたくない」等の訴えがある。

キズやあざの説明のつじつまが合わない。

主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることを躊躇する。

主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない。

## ○心理的障害を与える虐待のサイン

## サイン例

かきむしり、噛み付き、ゆすり等がみられる。

不規則な睡眠(悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等)を訴える。

身体を萎縮させる。

おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状がみられる。

食欲の変化が激しく、摂食障害(過食、拒食)がみられる。

自傷行為がみられる。

無力感、あきらめ、投げやりな様子になる。

## ○性的暴力による虐待のサイン

## サイン例

不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。

肛門や性器からの出血やキズがみられる。

生殖器の痛み、かゆみを訴える。

急に怯えたり、恐ろしがったりする。

ひと目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える。

主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることを躊躇する。

主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない。

睡眠障害がある。

通常の生活行動に不自然な変化がみられる。

## ○経済的虐待のサイン

### サイン例

年金や財産収入等があることは明白なのにもかかわらず、お金がないと訴える。

自由に使えるお金がないと訴える。

経済的に困っていないのに、利用者負担のあるサービスを利用したがらない。

お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払ができない。

資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しくなる。

## ○介護等日常生活上の世話の放棄、拒否、怠慢による虐待のサイン

## サイン例

居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている。また異臭を放っている。

部屋に衣類やおむつ等が散乱している。

寝具や衣類が汚れたままの場合が多くなる。

汚れたままの下着を身に付けるようになる。

かなりのじょくそう(褥創)ができている。

身体からかなりの異臭がするようになってきている。

適度な食事を準備されていない。

不自然な空腹を訴える場面が増えてきている。

栄養失調の状態にある。

疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診断を受けていない。

## ○家族の状況にみられるサイン

#### サイン例

高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる。

高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる。

他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる。

高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する。

高齢者に対して過度に乱暴な聞き方をする。

経済的に余裕があるようにみえるのに、高齢者に対してお金をかけようとしない。

保健、福祉の担当者と会うのを嫌うようになる。

### ○地域からのサイン

## サイン例

自宅から高齢者本人や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴、物が投げられる音が聞こえる。

昼間でも雨戸が閉まっている。

庭や家屋の手入れがされていない、または放置の様相(草が生い茂る、壁のペンキがは げている、ごみが捨てられている)を示している。

郵便受けや玄関先等が、1週間前の手紙や新聞で一杯になっていたり、電気メーターが まわっていない。

電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃等の支払いを滞納 している。

気候や天気が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしばみられる。

家族と同居している高齢者が、コンビニやスーパー等で、一人分のお弁当等を頻繁に買っている。

近所づきあいがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる。

配食サービス等の食事がとられていない。

薬や届けたものが放置されている。

道路に座り込んでいたり、徘徊している。

## ○その他のサイン

サイン例

通常の生活活動に不自然な変化がみられる。

体重が不自然に増えたり、減ったりする。

ものごとや自分の周囲に関して、極度に無関心になる。

睡眠障害がみられる。

## 3. 高齢者虐待相談から援助までの流れ

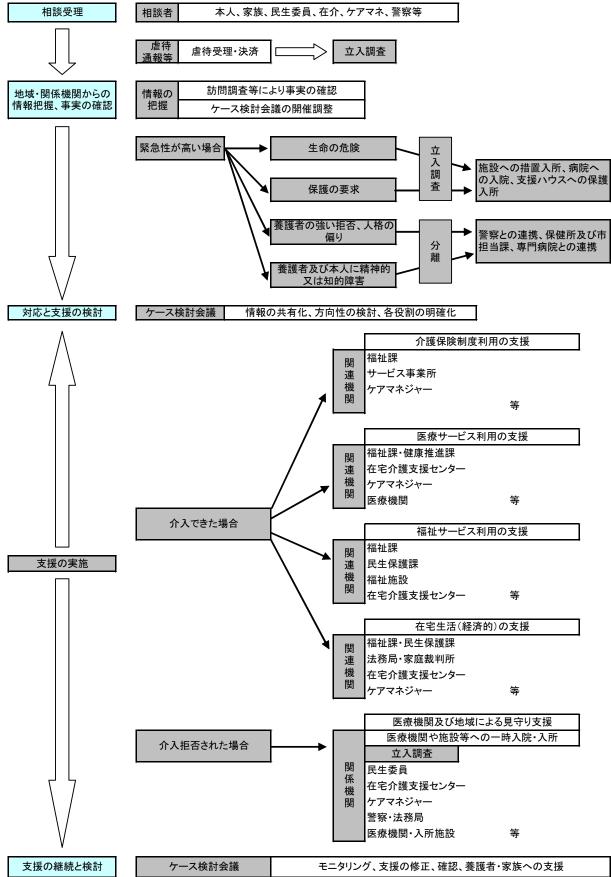
## (1) 高齢者虐待の発見

高齢者虐待は特別な家庭のみに起こるのではなく、また介護が必要な高齢者のみに起こる問題でもありません。自立した高齢者は介護や見守りの対象から外れてしまうため、かえって発見が遅れる可能性があります。介護が必要な高齢者だけでなく、自立した高齢者にも常に気にかけておく必要があります。

法では、高齢者の虐待を発見した方は、市に通報するよう努めなければならないと 規定しています。さらに、「高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合」は、 速やかに市に通報する義務があるとしています。

#### 事例対応の具体的流れ

事例対応のフローチャート(平川市地域包括支援センター事例対応の流れ)



## (2) 事例対応のポイント

#### ①相談受理と事実確認

高齢者虐待に関する相談・通報・届出がなされた場合、その内容に関する事実の確認 を行う必要があります。

事実確認については、訪問面接による確認、市の関係部局、介護支援専門員や介護保険サービス事業所、民生委員など当該高齢者に関わりのある機関や関係者から情報収集し、高齢者の状況をできるだけ客観的に確認するようにします。

### ②高齢者虐待対策ケース検討会議

会議は問題が発生した都度や、全体を総括したり整理したりする場合等に開催します。 出来る限りネットワークとして関係する職種には参加してもらい、今後の支援について 検討を行います。開催時は、家族や親族もネットワークの一員として参加してもらう場 合もあります。

#### ③緊急性が高い場合の対応

高齢者の生命や身体に重大な危険が生じるおそれがあると判断した場合、早急に介入する必要があることから、可能な手段から適切なものを選択して介入します。

## ア. 生命の危険性が高い場合

できるだけ本人の意思を確認しますが、出来ない場合は、家族に生命の危険性が高い事を説明し、病院への受診を勧めます。

また場合によっては、警察へも協力を依頼し、家族や本人を説得して、救急病院への搬送を行います。

#### イ. 保護の要求がある場合

本人または家族から保護の要求が直接あった場合は、事実の確認を速やかに行い、 緊急性が高いと判断されれば、病院及び施設等への分離を図ります。

その際に注意することは、本人、家族の訴え、関係機関からの情報等を検討し、 「緊急性の高さ」について判断することです。

### ウ. 養護者の強い否定がある場合

家族によっては緊急性が高いにも拘らず、様々な理由により入院や入所を拒否することがあります。見た目にも非常に危険な状況と判断される場合は、警察等にも援助を要請し、養護者に対して早急な入院治療の必要性について説明し、一刻も早く病院へ搬送します。また、経済的な理由により入院等を拒否している場合には、民生保護課等の窓口へつなげるなどし、経済的な支援を相談します。

## エ. 養護者及び本人に精神的又は知的に障害がある場合

以下の場合は、速やかに家族等と協議をし、精神科病院への受診を勧めます。

- A. 精神的に障害が認められる場合
- B. 過去に受診歴があるが、最近は治療を中断し、精神状態が悪化している場合
- C. 精神に障害が認められ、日常生活が営めない場合

受診が必要な場合には、本人もしくは家族に対して治療の必要性を説明し、了解 を得てから、精神科病院の精神保健福祉士へつなげ受診の手配をします。

興奮して暴れたり、自傷他害の恐れがあり受診が困難な状況が予測される場合は、 保健所や警察へ相談し対応を検討します。

### (通報を受けた場合の措置)

(高齢者虐待防止法第9条)市町村は第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第16条の規定により当該市町村と連携協力する者とその対応について協議を行うものとする。

## (3) 具体的支援のポイント

## ①傾聴

相談者は虐待を受けている本人や家族、またはケアマネジャーや民生委員であったり L.ます。

また、相談者の中には興奮し、混乱をしている方もいます。そういった方々から話を聞くためには、こちらからあれこれと質問をするのではなく、まずは相談者にその思いを話させることが必要です。

#### ②家族構成

話を聞く前に家族の構成を聞いておきます。

事前に家族構成を把握しておくと、キーパーソンとなる人物や、問題となるポイントが理解しやすくなります。

#### ③主訴

はじめから決め付けをせず主訴は何なのかに注意をして相談に応じます。

相談者は、自分の訴えを早く伝えたいという気持ちから、いろいろな情報を一気に訴えようとします。

また、相談者が訴える内容は、良く聞くと実は違う問題が隠れている場合もあります。 相談を受ける側は常にそれを意識して、主訴を明確にしていく作業を行います。

#### 4.価値観

持ち込まれる相談は様々な状況や場合がありますし、様々な障害を持っていたり、環境や生活のレベルなどが非常に低いなど、普通に考えても非常に厳しい状況にあると思われるケースがあります。そういったケースに対する時に注意しなければならないのは、緊急性の判断を考慮するのはもちろんですが、もう一方で自分の価値観を押し付けないことです。自分の物差しだけでケースの内容を判断し、事を進めようとするのは危険なことです。

## ⑤イメージ

相談を聞きながら全体像をイメージするのは大切な事です。また、そのようなイメージを持ちながら、ネットワークの構図も頭の中で描いていくことも重要です。

必要な情報や連絡などを何処とどのように取って行けばいいのか、どのようにコーディネートしていけばいいのかが分かりやすくなります。

#### 6多問題

虐待問題の中には当事者たちが抱える精神的な問題や、経済的な問題等が含まれていることがあります。また、その他の家族も精神的な問題やアルコール等の嗜癖、多重債務、知的や身体等の障害の問題を抱えている「多問題家族」が存在します。

このような事例は、はじめからそういった問題が表面に現れていることは少なく、訪問して初めて知ったり、話を根気良く聞いていき、初めて浮かび上がってくることが殆どです。

## ⑦相談者の抱える問題~認知症、精神疾患~

相談者の中には、「自分は虐待を受けている」「今すぐ保護をしてほしい」と訴える高齢者もいます。そのような方の中には、認知症もしくは精神の疾患により、被害的な妄想を訴えている事があります。

このような事例の場合、緊急性がないと判断されれば、例えば当人の訴えの内容に整合性はあるのか、過剰に被害的になっていないか、妄想めいた訴えになっていないか等訴えの内容を吟味します。その上で自宅を訪問して現場を確認し、兄弟や親族等に話を聞き、事実を確認することが大切です。また家族に認知症の症状や関わり方の情報提供をしたり相談窓口として、認知症の人と家族の会、医療機関の物忘れ外来を紹介し、診断につなげます。

## 8借金、多重債務

借金が多額にあり、それも多重に債務がある場合等は、民生保護課や、商工観光課、 法テラス等の専門機関を紹介し、問題の解決につなげることが必要です。

#### ⑨養護者への援助 ~抱える問題から~

#### ア、養護者の負担を考える

養護者が抱える問題は様々で、経済的支援のために民生保護課等と連携したり、障害者の就労支援のために、専門機関につなげる等の場合もあります。ケースにもよりますが、必要なのは出来る限り養護者との対話であり、「私たちはあなたが抱えている問題の解決に協力します。」という姿勢を見せることです。ただしそうすることで、被虐待者に危険が及ぶと推測される場合は、直接の養護者への接触は控えなければなりません。イ・アルコール問題、精神疾患、認知症等

養護者にアルコールの問題があると判断される場合は、養護者本人と相談し、入院治療を促します。その際は、親族に協力を依頼するとともに、受け入れ可能な精神科病院と協議したり、保健所精神保健福祉相談の活用も検討します。また、アルコールの問題は被虐待者やその家族が飲酒を増長させている場合もあるため、本人に対するアプローチよりも家族に対するアプローチの方が重要となる場合もあります。

精神疾患が明らかに疑われる場合も同様に、精神科病院へつなぐようにします。

養護者の状態があまりにも悪い場合は、福祉課高齢障害支援係や保健所とも相談し、 医療へつなぎます。

入院につなぐ事が出来た場合は、入院後も担当医師や病院の医療ソーシャルワーカー等と連携し、退院後の生活についても親族と共に検討をしていきます。

#### **⑩ネットワーク**

#### ア. コーディネートカ

困難事例や虐待事例について、支援を進めていく上で重要なのは、相談された事例に どのような専門機関の関わりが必要であるかを判断することです。必要な専門機関にど のような役割を持ち関わってもらうか判断し、それらの専門機関と事例に関係する人物 たちをどのようにコーディネートしていくかという、コーディネート力が支援する側に とって重要なポイントになります。

#### イ.病院

事例によっては被虐待者が既に病院に入院している場合があります。こういった場合は、入院している病院の医師や看護スタッフ、医療連携室等のソーシャルワーカーとの情報の交換や連携が重要なポイントとなります。退院日の調整や退院後の転院や施設などの調整についても、連携が必要です。

また、支援を進めていく過程で、本人や養護者、その他の家族の中に精神科への受診や入院治療が必要だと思われるケースがあります。特にアルコール依存症と疑われる人がいる場合は、医師や精神保健福祉士等とも協議を進め、家族の協力を得て受診につなげていきます。

## ウ. 公的機関

虐待問題への介入の場合、ケースによっては警察や保健所等の協力が必要な場合があります。特に養護者や被虐待者のどちらかに精神疾患があると思われる場合がそうです。被害妄想から相手に対して暴力を振るったり、養護者が被虐待者を放置したりという、特に緊急性が高い場合は早急な対応が必要です。そのような場合を想定し、保健所や警察署の刑事生活安全課とは打ち合わせをしておく必要があります。

#### 工. 民生委員、地域

虐待を予防し、早期発見をしていくためには、民生委員や地域の協力が必要です。また、虐待を発見した後の具体的な支援をしていく場合でも、見守りを行う等、その家族の身近にいて、支えていくという重要な役割があります。その為には、勉強会や会議へ

参加していただき、虐待が身近にあるという重要な役割を知ることが、ネットワーク形成へとつながっていきます。

## オ. ケアマネジャー、サービス提供事業者

ケアマネジャーやサービス提供事業者は、虐待を知り得る機会や遭遇する場面が多く、 また身近な存在であるため、被虐待者や養護者の状況の把握や、虐待のサインも発見し やすい立場にあります。さらに、被虐待者や家族のキーパーソンとなり、見守りや精神 的な支援を行う等の役割があります。

#### 力. 親族

被虐待者と養護者の他に親族がいる場合は、出来るだけ協力を求め、支援のネットワークに参加してもらうようにします。対象者への直接的な支援ばかりでなく、養護者に対しても支援が必要になるために、出来るだけ親族とはネットワークをつなげておくようにします。

## (4) 訪問調査における確認事項

虐待の事実確認を確認するためには、できるだけ訪問して高齢者の安全確認や心身の状況、養護者や家族の状況を把握します。その際には、養護者が高齢者虐待をしているという認識が無い場合や非常に警戒している場合、また、虐待ではない場合もあるため、信頼関係を築くためにも訪問時には虐待という言葉は使わず、情報を収集することに努め、介護していることへのねぎらいと共感という立場で接します。

しかし、その際には家の様子はもちろん、養護者や高齢者の表情や動き、臭い等を観察 します。

## (5) 立入り調査

立入調査は、高齢者虐待防止・養護者支援法の施行により、虐待を受けている若しくは その疑いのある高齢者の安否確認ができず、その高齢者の生命や身体に重大な危険が生じ ている恐れがあると認められる場合には、市町村が必要に応じて住居等に立ち入り、調査 等を行うことができます。

- ①立入調査が必要とされる状況の例
  - ・高齢者の姿が長期にわたって確認できず、また養護者が訪問に応じないなど、接近する手がかりを得ることが困難と判断されたとき
  - ・高齢者が居所内において物理的、強制的に拘束されていると判断するような事態が あるとき
  - ・家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、高齢者の生活実態の把握が必要と判断されるようなとき

## ②立入調査の執行手順

- 養護者には事前に知らせないようにします。
- ・立入調査を行うタイミングについては、関係者と協議し、慎重に検討しなければなりません。
- ・高齢者の身体状況、居室内の様子に注意を払い、緊急に高齢者と養護者を分離しなければならないことを伝え、摩擦があったとしても実行に踏み切ることが必要です。
- ・立入調査は、法律に基づいた行政行為であることを説明し、冷静な対応を心がけます。 す。

## ■立入調査(高齢者虐待防止・養護者支援法第 11 条第 1 項)

1市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第 115 条の 39 第 2 項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立入り、必要な調査又は質問をさせることができる。2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを掲示しなければならない。3 第 1 項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## ■立入調査を拒否の罰則規定(高齢者虐待防止・養護者支援法第30条)

正当な理由がなく、第 11 条第 1 項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、30 万以下の罰金に処する。

## (6) 警察への援助要請

立入調査にあたっては、養護者の妨害など市職員だけでは職務を執行することが困難な場合も想定されるので、警察署の刑事生活安全課あてに、高齢者虐待事案に係る援助依頼書を提出して、援助要請を行います。

立入調査は市が主体的に行うものなので、警察官はそれを援助することが役割となります。

## ■警察官の具体的な援助内容

- ①職務執行の現場に臨場したり、現場付近で待機したり、状況によっては立入調査権限の ある職員と一緒に居宅に立ち入る。
- ②養護者等が立入調査権限のある職員の職務執行を妨げようとする場合には警告を発し、 又は行為を引き留め、あるいは高齢者を避難させる。
- ③養護者等により正に暴行・脅迫等の犯罪行為が行われようとする場合には警告を発し、 その行為により生命・身体に危険が及び、急を要する場合には制止し、さらに実際に犯 罪行為がなされたときには逮捕する。

### ■警察署長に対する援助要請等(高齢者虐待防止・養援護者支援法第 12 条)

- 1市町村長は、前条第1項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合においてこれらの職務の執行に際し必要があると認めるときは当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。
- 2市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ 適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。
- 3 警察署長は、第1項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は 身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職 務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の 法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

## ■警察法及び警察職務執行法

警察官が個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、公安の維持並びに他の法令の執行等の職権職務を忠実に遂行するために、必要な手段を定めることを目的とする法律。高齢者虐待に関係するものとして「質問(第2条)」「保護(第3条)」「犯罪の予防及び制止(第5条)」がある。

## Ⅳ 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応

## 1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待とは

高齢者虐待防止法では、高齢者の福祉・介護サービス業務に従事する者による高齢者 虐待の防止についても規定されています。

高齢者虐待防止法に規定されている「養介護施設」、「養介護事業」、「養介護施設従事者等」の範囲は以下のとおりであり、介護保健施設等の入所施設や介護保険居宅サービス事業者など、老人福祉法や介護保険法で規定されている高齢者向け福祉・介護サービスに従事する職員すべてが対象となります。

### 「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設(地域密着型施設も含む)、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター

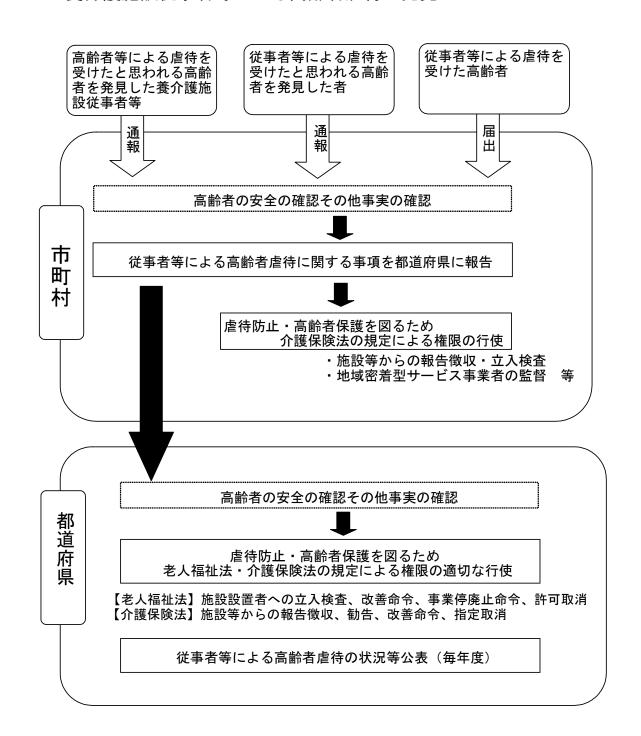
## 「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業

介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業 「養介護施設従事者等」とは

「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

## 2. 養介護施設従事者等による高齢者虐待の発見



## 3 通報・対応

養介護施設従事者等は、自施設等において養介護施設従事者等による虐待を受け た高齢者を発見した場合には、市に通報しなければなりません。

通報したことを理由とした、解雇その他不利益な取扱いは受けることはありません。

また、養介護施設従事者等による虐待を受けた高齢者を発見した者は、市に通報 するよう努めなければなりませんが、高齢者の生命または身体に重大な危険が生じ ている場合には、速やかに通報しなければなりません。

## 《 養介護施設従事者等による虐待の通報窓口 》

〇平川市地域包括支援センター(平川市健康センター内) TEL-0172-44-1111

内線 1157

〇市役所福祉課介護保険係(平川市健康センター内) TEL-0172-

TEL-0172-44-1111 内線 1156

養介護施設従事者等による虐待の通報を受けた場合は、迅速かつ正確な事実確認 を行ない、老人福祉法または介護保険法の規定による権限を適切に行使します。

## 《参考》

## 〇身体拘束に対する考え方

介護保険施設などで、高齢者をベッドや車いすに縛りつけるなど身体の自由を奪う身体拘束は、介護保険施設の運営基準において、サービス提供に当たっては入所者の「生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き」身体拘束を行ってはならないとされており、原則として禁止されています。

## 《 身体拘束の具体例 》

- ・徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四股をひも等で縛る。
- ・転落しないように、ベッドに体幹や四股をひも等で縛る。
- ・自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四股をひも等で縛る。
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ・車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯びや腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ・立ち上げる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ・脱衣やおむつはずしを制限するために、ベッドなどに体幹や四股をひも等で縛る。
- ・他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四股をひもで縛る。
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

### 《 緊急やむを得ない場合に該当する3要件(すべて満たすことが必要) 》

切迫性 : 利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険

にさらされる可能性が著しく高い場合

・非代替性:身体拘束以外に代替する介護方法がないこと

・一時性 : 身体拘束は一時的なものであること

## V 関係機関

## 1. 相談窓口

名 称	所在地	連絡先	相談時間
平川市地域包括支援センター	柏木町藤山 16-1 健康センター内 福祉課 地域包括支援係	44-1111 内線 1157	8:15~17:00
平賀在宅介護支援センター	沖館和田 84 介護老人福祉施設 緑青園内	44-6116	8:30~17:30
三笠在宅介護支援センター	館田西和田 200 介護老人保健施設 三笠ケアセンター内	44-8877	8:00~17:00
尾上在宅介護支援センター	猿賀南田 96-3 社会福祉協議会 尾上事業所内	57–5351	8:00~16:45
在宅介護支援センターさわやか園	日沼樋田 85 介護老人福祉施設 さわやか園内	43-5432	8:30~17:30
碇ヶ関在宅介護支援センター	碇ヶ関三笠山 120-1 社会福祉協議会 碇ヶ関事業所内	45-2182	8:00~16:45

## 2. 関係機関

名 称	所在地	連絡先
平川市福祉事務所	平川市柏木町藤山 16-1 健康センター内	0172-44-1111 (内線 1162)
平川市社会福祉協議会	平川市柏木町藤山 16-1 健康センター内	0172-44-5907
弘前保健所	弘前市大字吉野町 4-5	0172-33-8521
黒石警察署	黒石市北美町2丁目47-1	0172-52-2311
家庭裁判所弘前支部	弘前市大字下白銀町 7	0172-32-4371
消費生活センター弘前相談室	弘前市大字蔵主町 4 県合同庁舎 2 階	0172-36-4500
法テラス	青森市長島 1-3-1 日本赤十字社青森県支ビル 2 階	0503383-5552

## 3. 認知症の相談対応医療機関

名 称	所在地	連絡先
弘前大学医学部付属病院(神経内 科)	弘前市本町 53	0172-33-5111
(財)愛成会 弘前愛成会病院	弘前市北園1丁目6-2	0172-34-7111
津軽保健生活協同組合 藤代健生病院	弘前市藤代2丁目12-1	0172-36-5181

## VI 参考資料

1. 平川市高齢者虐待防止ネットワーク会議設置要綱

(趣旨)

- 第1条 この告示は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成17年法律第124号)第16条の規定に基づき、平川市高齢者虐待防止ネットワー ク会議(以下「ネットワーク会議」という。)を設置し、関係機関の連携と協力によ り、高齢者虐待の防止対策等を協議するために必要な事項を定めるものとする。 (業務内容)
- 第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項を行うものとする。
  - (1) 高齢者虐待の早期発見及び対応策に関すること。
  - (2) 高齢者虐待に関する相談体制の充実に関すること。
  - (3) 高齢者虐待関係機関の連携強化に関すること。
  - (4)前3号に掲げるもののほか、高齢者虐待防止に必要と認められること。 (ネットワークの形成等)
- 第3条 ネットワーク会議は、前条に掲げる事項に係る業務を推進するために、次に掲げるネットワークを形成し、運営するとともに、各ネットワーク間のコーディネートを行う。
  - (1) 早期発見・見守りネットワーク 民生委員、社会福祉協議会、自治会等地域の 社会資源を活用し、現に虐待を受けている又は虐待を受けるおそれのあるケース (以下「虐待ケース」という。)の早期発見に取り組み、虐待を未然に防ぐための 予防ネットワーク
  - (2) 保健医療サービス介入ネットワーク 個々の虐待のケースについての検討を 踏まえ、介護保険サービスその他の保健医療サービスに的確かつ迅速につなげ、 継続支援を行うためのネットワーク
  - (3) 専門機関介入支援ネットワーク 個々の虐待ケースについての検討を踏まえ、 保健医療サービスによる介入を補完的に支える必要度等を判断し、措置や法執行 につなげるためのネットワーク

(ケースマネジメントの実施)

第4条 ネットワークの中心となる平川市地域包括支援センター(以下「地域包括支援 センター」

という。) に虐待防止に関する総合窓口を整備し、虐待ケースを発見した場合には、 ネットワークを活用したケースケアマネジメントを行う。

(構成員)

- 第5条 ネットワーク会議は、次に掲げる者をもって構成する。
  - (1) 医療関係機関の職員
  - (2) 市の高齢福祉担当及び保健担当の職員
  - (3) 福祉事務所の職員
  - (4) 民生児童委員の代表者
  - (5) 自治組織の代表者
  - (6) 警察関係機関の職員
  - (7) 保健所の職員
  - (8) 社会福祉協議会の職員
  - (9) 市内在宅介護支援センターの職員
  - (10) 市内介護サービスの職員
  - (11) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(会議)

- 第6条 ネットワーク会議は、地域包括支援センターの所長が招集し、会議の議長となる。
- 2 ネットワーク会議は、定期又は必要に応じて随時開催するものとする。
- 3 ネットワーク会議は、協議事項の内容により構成員の一部により開催することが できる。
- 4 ネットワーク会議は、必要があると認めるときは、その都度、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 ネットワーク会議の構成員及び前条第4項の規定により会議へ出席した者は、 その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様 とする。

(庶務)

- 第8条 ネットワーク会議の庶務は、地域包括支援センターにおいて処理する。 (補則)
- 第9条 この告示に定めるもののほかネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、市 長が別に定める。

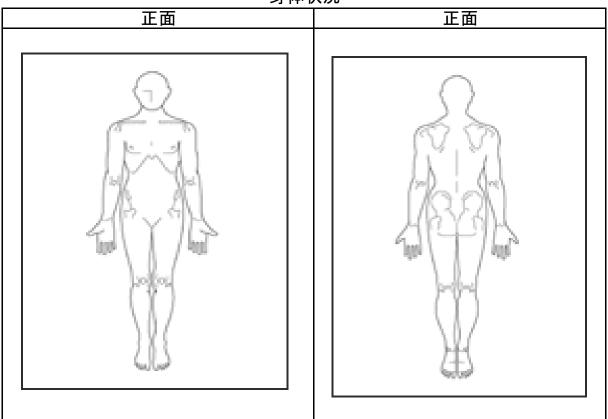
附則

この告示は、平成20年10月20日から施行する。

## 2. 高齢者虐待通報・相談受付票 高齢者虐待事案に係る事実確認・検討結果票

	_																			
																受信	寸番牙	寻 N	ο.	
						高	齢者	虐待	通報	• 框	談	受付舅	票							
												受付問	寺間 :		時		分			
										地	域包	括支援	セン	ター	受付着	者				
\ <b>z</b>	+	氏 名									職業	等								
通報	相談	住 所								1										
者	者	電話			_					高齢	者と	の関係	•							
		りがな)										りがな								
ᇂ	氏	名					,	<del>*</del> \ #		養	氏		4	<i></i>			,	4E.\	Ħ	
高		年月日 : 所		年	月	日	(	歳) 男	・女	護		年月日		年	月	日	(	歳)	男・	女
齢	1 電					_				-						_				
者		<u>。                                    </u>								者		型型 数業等								
1		者との								等		令者との	ח							
	関	係									関	" <sub>[</sub> ] [ ]								
虐		<u></u>									122		'1							
待 (疑)		疑)の形態		養護者	皆によっ	る		養介記	護施設?	従事者	等に	こよる		その他	1					
					勺虐待(		٠,١		放棄・					心理的		の疑し	۸,			
状況	行	為類型		経済的	り虐待の	の疑し	۸.		性的虐					その他						
				高	齢者	虐往	事:	案に	系る事	事実	確認	. 検	討絲	果票						
													4	成	年		月		日	
										地	域包	括支援	セン	ター 打	旦当者					
															「定義	<b>羔</b> ı	【法的	内根执	<u>l</u> ]	
	確認	忍内容													第2条		3, 4,	5		
															「養調	護者(	こよん	る高齢		
確	身	本状況						Ī	裏面						に係る設役					
認	虐待	の有無				<u>有</u>			疑			無							1221, 12	<i>''</i> =
の状	去社	の一円が			<u> </u>	1.3										系るi	通報 ついかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいか			
況	/ 追付	の形態		養護者	当等に			養介護	<b>養施設</b> 從	事者	こよる	3 <b></b>	その	他	第7条	系るi :	<b>通報</b> € 2,3	等」	7	
沉		の形態		養護者身体的	1等に。	よる		放棄	・放置	事者		る 口 心理的				系るi :	<b>通報</b> € 2,3	等」	. 7	
沅					音等に。 内虐待	よる			・放置	事者			内虐待		第7条	系るi :	<b>通報</b> € 2,3	等」	7	
近	行え	の形態		身体的	音等に。 内虐待	よる		放棄	・放置	事者		心理的	内虐待		第7条	系るi :	<b>通報</b> € 2,3	等」	. 7	
<i>沅</i>	一 高齢者の 体に重大 じている	会類型 生命又は身な危険が生と思われる		身体的	音等に。 内虐待	よる		放棄	・放置	事者		心理的	内虐待		第7条	系るi :	<b>通報</b> € 2,3	等」	. 7	
	行え 高齢者の体に重大 じている 場合の理	会類型 生命又は身 な危険が生 と思われる 由		身体的	音等に。 内虐待	よる		放棄 性的原	・放置 虐待			心理的	内虐待		第7条	系るi :	<b>通報</b> € 2,3	等」	. 7	
<b>検</b>	行え 高齢者の体に重大 じている 場合の理	会類型 生命又は身な危険が生と思われる		身体的	音等に。 内虐待	よる		放棄 性的原	・放置 虐待			心理的	内虐待		第7条	系るi :	<b>通報</b> € 2,3	等」	. 7	
 検 討	行 高齢者の体にている理解を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	の形態 為類型 生命又は身生な危険が生と思われる由 開催日		身体的	音等に。 内虐待	よる		放棄 性的原	・放置 虐待			心理的	内虐待		第7条	系るi :	<b>通報</b> € 2,3	等」	. 7	
検討会議	行 高齢者の体にている理解を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	会類型 生命又は身 な危険が生 と思われる 由		身体的	音等に。 内虐待	よる		放棄 性的原	・放置 虐待			心理的	内虐待		第7条	系るi :	<b>通報</b> € 2,3	等」	. 7	
検討会議内	行、高齢者の大きになる。 高体にて合う。 会議の意味を表している。 会議の意味を表している。	会類型 生命又は身な危険が生と思われると由 開催日		身体的	音等に。 対虐待 対虐待	よる	平成	放棄 性的) 年	・放置 を を を を を を を の の の の の の の の の の の の の		B	心理:	内虐待		第7条	系るi :	<b>通報</b> € 2,3	等」	. 7	
検討会議内容	高齢者の大の理会の理会を表現している。	の形態 為類型 生命危険われると思 開催日 メンバー		身体的	音等に。 対虐待 対虐待	よる	平成	放棄 性的) 年	・放置を持た。			心理:	的虐待 当		第21章	系るi : : : : : :	<b>重報</b> € 2,3 2,3,4	等」		
検討会議内容	行、高齢者の大きになる。 高体にて合う。 会議の意味を表している。 会議の意味を表している。	の形態 為類型 生命危険われると思 開催日 メンバー		身体的経済的	音等に。 対虐待 対虐待	よる	平成	放棄 性的) 年	・放置 を を を を を を を の の の の の の の の の の の の の		B	心理:	内虐待		第21章	系る注 条 2 (	<b>通報</b> 2,3 2,3,4 5,3,4	等  , 5, 6     t	の措置	J
検討会議内容	高齢者の体にている理 会議の理 会議の を議の	の形態 為類型 生命危険われると思 開催日 メンバー		身体的経済的	音等に。 対応 は 対応	よる	平成	放棄 性的) 年	・放置 を を を を を を を の の の の の の の の の の の の の		B	心理は非該	的虐待 当		第21章	系る注 条 2 (	<b>重</b> 4	等  , 5, 6     t	の措置	1
検討会議内容 措入	高峰にで含 会議の 高峰にで合 会議の を表して、 して、 して、 して、 して、 して、 して、 して、 して、 して、	会類型 生命和をといるという。 生命をいかれるとの はいます。 はいます。 生命をいかれる はいます。 はいまするはいます。 はいまするはいまするはいまするはいまするはいまするはいまするはいまするはいまする		身体的経済的	音等に。 対応 は 対応	よる	平成	放棄 性的) 年	・放置 を を を を を を を の の の の の の の の の の の の の		B	心理は非該	的虐待 当 無		第7条	系 : 条 2 (	<u>甬</u> 2,3 2,3 2,3,4 <sup>を</sup> を で で が が が が が が が が が が が り り り り り り り	等 」 1, 5, 6 1, 5, 6 1, 5, 6	の養	
検討会議内容 措 入 署の	行者 電体に できる 会議の を しまる を しまる を しまる を ままる を ままる を ままる を ままる とまる を ままる とまる とき はい しゅう かい しゅう かい しゅう かい しゅう かい しゅう かい しゅう かい しゅう	の形態 為類型 はかれる はがれる はがれる はがれる はがれる はがれる はがれる はがれる はがれる はがれる はがれる はがれる はがれる はがれる はがれる はがれる は要要 性		身体的経済的	音等に の	よる	平成	放棄 性的) 年	・放置 を を を を を を を の の の の の の の の の の の の の		B	心理は非該	的 無 無 無 無	F	第7条	系:条 2 報報 報報 第 第 第 第 第 第 第 第 第 8 8 8 8 8 8 8 8	<b>. . . . . . . . . .</b>	等 1, 5, 6 1, 5, 6 サた場合と 場合と 2, 3 と 2, 3 と 2, 3 と 3, 3 と 2, 3 と 3, 3 と 4, 3 と 4, 3 と 4, 3 と 4, 3 と 4, 3 と 4, 3 と 5, 3 と 6, 3 と 7,	の措置 条 助要請 3	等」
検討会議内容 措 入 署の	行者 電体に できる 会議の を しまる を しまる を しまる を ままる を ままる を ままる を ままる とまる を ままる とまる とき はい しゅう かい しゅう かい しゅう かい しゅう かい しゅう かい しゅう かい しゅう	の形態 為類型 生なと思われる 開催日 対結果 が要性 の必要性		身体的経済的	皆等に は	よる 虐待。	平成	放棄性的 5 年 記 8 日 記 8 日 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	・放置 を を を を を を を の の の の の の の の の の の の の		□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	心理的	内当 無無無 援	F	第7条	系:条 「通報報報」 「「「「「」」	<b>重</b> 2,3 4 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	等 1, 5, 6 1, 5, 6 +た第 -2・第 -2 2 3 漫 ・する 2 3 漫	の 措置 書 合 情	等」
検討会議内容 措 入 署の	行者 電体に できる 会議の を しまる を しまる を しまる を ままる を ままる を ままる を ままる とまる を ままる とまる とき はい しゅう かい しゅう かい しゅう かい しゅう かい しゅう かい しゅう かい しゅう	の形態 為類型  はなど由  はないの形態  はないの形態  はないの形態  はないのでは、はないのでは、はないのでは、はないのでは、はないのでは、ないでは、ないのでは、ない		身体的経済的	皆ちた	よる 虐待 (	平成	放棄 性的が 年 ] 認る	・放置 虐待 月	]	日の日の方を	心理的	内当 無無無疑□	・ウス	第7条	系:条 通 報	<b>甬</b> 2,3 4	等 1, 5, 6 けた 場 2 1 で 2 1 で 2 1 で 2 2 3 を 2 . 2 ほと た 場 4 2 と と と と と と と と と と と と と と と と と と	の措置 助要請 るの措 るの措	等」置」

身体状況



## 3. 相談記録表

## 支援・対応経過シート

No.	氏名

年月日	対応	対応者

平福第 号

## 高齢者虐待事案に係る援助依頼書

平成 年 月 日

警察署長 殿

平川市長 印

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第12条第1項及び 同条第2項の規定に基づき、下記のとおり援助を要請します。

				田	時		年		月	日			時		分	~	
依	頼	事	項	場	所												
				援助	方法	口調査	の立会	きい	口周辺	での待	機	□その	D他(				
被虐待高	ঠ	りか	がな			•											
	氏		名														
行高	生	年月	日	明治	大・台	正・昭和	]	年	: J	₹	日生	(	)歳		男	•	女
齢	住		所														
者	要	介語	隻度	自立	•	要支援	・要介	護1	• 要介詞	隻2 ⋅	要介記	隻3 •	要介	護4	•	要介記	蒦5
主	<i>ે</i>	りか	がな														
	氏		名														
る	職		業														
たる家族	続	丙•	年齢	昭	和·3	平成		年	月		日生	(	)	歳			
ル大	生	活物	犬況	同	舌・5	引棟	独立	上家屋	・集合	住宅	(アパ	<u>ート</u>	等)				
	<i>ે</i>	りか	がな														
_	氏		名														
虐	職		業														
· 待 者	続柄・年齢		年齢	昭	和·3	平成		年	月		日生	(	)	歳			
	生	活物	犬況	同	居・5	引棟	独立	上家屋	・集合	住宅	(アパ	ート	等)				
	家族の有無			有	•	無		形	態:	人家	家族(	内容	:				
行	為	類	型		身体的	内虐待		養護(	の著し	ハ放棄		□心	理的原	虐待			
1 1	Ang	双	土	Ď	生的原	虐待		経済的	的虐待								
虐:	待 0		状 況														
	1寸 ∪	,	1人 儿														
			は身体														
に重大な危険が生じて いると認める理由																	
警察の	援助を必	必要と	する理由														
tp	<b>业</b>	· : 市 :	<b>绞</b> 生	所	属・1	<b>殳職</b>				名	前						
1년	担当者・連絡先		電話			内線(	(	)	携带	青電話	:						

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成十七年十一月九日法律第百二十四号)

第一章 総則 (第一条—第五条)

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等(第六条—第十九条)

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等(第二十条—第二十五条)

第四章 雜則(第二十六条—第二十八条)

第五章 罰則 (第二十九条・第三十条)

附則

#### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

- 2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等(第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。)以外のものをいう。
- 3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。
- 4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
  - 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為
  - イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又は二に掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
  - ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
  - ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- 二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
- 一 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十四項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十五項に規定する介護老人保健施設、同条第二十六項に規定する介護療養型医療施設若しくは同法第百十五条の三十九第一項に規定する地域包括支援センター(以下「養介護施設」という。)の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為
  - イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
  - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
  - ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
  - 二 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
  - ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十一項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十八項に規定する介護予防支援事業(以下「養介護事業」という。)において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

#### (国及び地方公共団体の責務等)

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、 人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

#### (国民の青務)

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

#### (高齢者虐待の早期発見等)

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護 士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に 努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

#### (相談、指導及び助言)

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

#### (養護者による高齢者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に 通報するよう努めなければならない。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

#### (通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「高齢者虐待対応協力者」という。)とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

#### (居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一項第 一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

#### (立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の三十九第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

- 2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### (警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

#### (面会の制限)

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

#### (養護者の支援)

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

#### (専門的に従事する職員の確保)

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援 を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

#### (連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の三十九第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

#### (事務の委託)

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条 第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他 通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事 務の全部又は一部を委託することができる。

- 2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

#### (周知)

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定 する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部 局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

## (都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の 提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

#### 第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

#### (養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

#### (養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。
- 6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二条 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

#### (通報等を受けた場合の措置)

第二十四条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

#### (公表)

第二十五条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待が あった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

#### 第四章 雜則

#### (調査研究)

第二十六条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

#### (財産上の不当取引による被害の防止等)

第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者と行う取引(以下「財産上の不当取引」という。)による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

#### (成年後見制度の利用促進)

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

#### 第五章 罰則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

#### 附則

#### (施行期日)

1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

#### (検討)

- 2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。